

京都市上下水道局告示第32号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第3項第1号の規定に基づき代表者の変更届の提出がありましたので、同規程第31条第3号の規定に基づき告示します。

令和3年8月23日

京都市公営企業管理者  
上下水道局長 吉川 雅則

1 届出業者名等

京都市山科区大宅坂ノ辻町41番地の100  
株式会社 中川設備  
代表取締役 中川 琢朗

2 変更事項

(代表者の変更)

中川 良樹 から 中川 琢朗 に変更

(上下水道局下水道部管理課)